

子どもの居場所の安全・安心の確保

子どもの居場所の安全・安心を確保し、地域から理解や協力がえられるよう、衛生管理、食中毒予防、食物アレルギーについて紹介します。

1. 衛生管理

安全・安心に居場所を利用してもらうために



子ども食堂を始めるには、特別な資格もいりませんし、届出を出す必要もありません。しかし子ども達に「食べ物」を提供するので、その安全・安心には細心の注意が必要です。※食事の提供範囲や運営形態によっては、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可が必要になる場合があります。

- 会場と手洗い場は常にキレイにしましょう。
- 調理者はこまめに手を洗いましょう。
- 子どもたちには、食事前に手洗いを促しましょう
- 調理者は、おう吐・下痢・発熱などの症状がある時は調理に従事しないようにしましょう。
- 居場所で子どもがおう吐した場合は、速やかに掃除し、塩素系漂白剤等を薄めた「次亜塩素酸ナトリウム液」で消毒しましょう。

<参考情報>



子ども食堂における衛生管理のポイント（厚生労働省）



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知(平成 30 年 6 月 28 日)

こども食堂あんしん手帳（全国食支援活動協力会）2021 年度改訂版



https://www.mow.jp/pdf/kodomoshokudo_2021_ol

<子ども食堂さんの工夫>



三角巾・エプロン・手袋・マスクの着用で衛生面に配慮しています。

スタッフや利用者の体調を聞き取りするなど注意しています。



2. 食中毒予防

厚生労働省ホームページ

 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html

① 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

家庭での食中毒予防方法について「6つのポイント」でわかりやすく示しています。

家庭でできる 食中毒予防の 6 つのポイント

point 1
食品の購入



寄り道しないで
まっすぐ帰ろう

消費期限などの
表示をチェック!

肉・魚はそれぞれ
分けて包む

できれば
保冷剤(20℃
などと一緒に

point 2
家庭での保存



帰ったらすぐ冷蔵庫へ!

入れるのは7割程度に

冷蔵庫は
10℃以下に
維持

冷凍庫は
-15℃以下に
維持

肉・魚は汁が
もれないように
包んで保存

冷蔵庫中に口内温度に
影響を与える食品の
開閉は控えましょう

point 3
下準備



冷凍食品の
解凍は
冷蔵庫で

タオルやふきんは
清潔なものに交換

「皿はこまめに
捨てる」

にきびの
手拭き

肉・魚を
切った後すぐに
熱湯水がけを

肉・魚は生で食べる
ものから避ける

野菜も
よく洗う

包丁などの道具、
お皿は洗って消毒

手拭きを
使っている
水筒に注ぎ

point 4
調理



加熱は十分に
(めやすは中心3分の
2の温度が75℃で1分以上)

台所は
清潔に

作業前に
手を洗う

電子レンジを使う
ときは均一に
加熱されるようにする

調理を途中で
止めたなら
食品は冷蔵庫へ

point 5
食事



食事の前に
手を洗う

盛り付けは
清潔な器具、
容器を使う

長時間室温に
放置しない!

point 6
残った食品



時間が経ち過ぎたり
ちょっとでも怪しいと思ったら、
思い切って捨てる

作業前に
手を洗う

手洗い後、
清潔な容器、
容器で保存

湯のおお湯と蒸気は
十分に加熱する
(めやすは75℃以上)

早く冷えるように
小分けする

食中毒予防の3原則 食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」

厚生労働省

② 食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント

食中毒を防ぐ3つの原則

- ・食中毒予防は、食品を購入してから調理して食べるまでの過程で、どのように細菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」の3原則を実践していくかにあります。

食中毒を防ぐ6つのポイント

- ・食品の購入から食べるまでの過程で「買い物」「家庭での保存」「下準備」「調理」「食事」「残った食品」の6つのポイントで予防の原則を実践。

政府広報オンライン 食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイントに詳しく記載されています

 https://www.gov-online.go.jp/featured/201106_02/index.html

③ できていますか？衛生的な手洗い（公益社団法人 日本食品衛生協会）

手洗いは感染を防ぐうえで重要です。衛生的な手洗い方法を示したリーフレットです。



食品の取り扱い等のことは、どこに相談すればいいの？



食品の取り扱いや食中毒の予防・対策・衛生管理などに関し
必要なアドバイスを受けることができます

大阪市保健所 南東部生活衛生監視事務所

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-1-17 サンビル阿倍野 3 階

☎ 06-6647-0723

食事の提供範囲や運営形態によっては、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可が必要になる場合があります。

3. 食物アレルギー



食物アレルギーは、子どもの命にかかわることがあります。食物アレルギーのある子どもは一定割合います。安全・安心な居場所として活動を継続するためには配慮することが大切です。

- ・特定原材料 7 品目【卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに】は表示が義務付けられています。加工食品を使用するときは、容器包装のアレルギー表示を確認しましょう。

具体的に、次のような対応も参考にしてください

- ・献立により使用した食材を表示し、保護者や子どもに確認してもらった上で食事をとってもらう。
- ・受付の際に、保護者や子どもに食物アレルギーの有無を聞くことをルール化する。

厚生労働省：「子ども食堂における衛生管理のポイント」より

- ・食物アレルギーについて特別の対応を行わない場合は、事前にその旨を参加者に情報提供するようにしましょう。
- ・「学校給食における食物アレルギー対応について」など資料を参考に、食物アレルギーを持つ方への対応について、緊急時の対応も含め、計画の段階でよく検討しておきましょう。

食物アレルギー対策について

食物アレルギーを正しく知ろう

「ぜんそく予防のために 食物アレルギーを正しく知ろう」(冊子)には「食物アレルギー対応ガイドブック2014」のポイントがまとめられています。「食物アレルギーって何?」「どんな症状がでるの?」「食物アレルギーが出た時の対応は?」等が掲載されています。

食物アレルギーを正しく知ろう(独立行政法人 環境再生保全機構)

 https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_31421.pdf



<参考情報>

子ども食堂さんの工夫

「●●食堂」参加申込書

日時：〇月〇日

場所：〇〇会館 参加費:〇〇円



(気をつけてもらいたいこと)

- ・アレルギー対応食の提供はしていません。
- ・食材についてアレルギー除去の必要がない、または、自分で判断して除去できること。

上記の内容を承認し〇〇子ども食堂の参加申し込みます

〇〇年〇月〇日

参加者名

保護者名

※申込書やチラシ、当日のメニューにアレルギー対応していない事や特定原材料を使用している時などは記入し参加者に周知するなどそれぞれ工夫されています。



〇〇〇

参加申込書にアレルギーについて記入しています。当日のメニューチラシで知らせている所もあります。

4. 保険の加入



ケガや事故、食中毒、感染症など万一の事態に備えて保険に加入しておくことも大切なことです。

子どもの居場所の取り組みに対する保険の一例です。

こどもの居場所あんしん保険

～こどもの居場所を運営する団体のボランティアスタッフと参加者を守る保険～

- ・こどもの居場所等の活動の主催者が管理している設備の不備や、活動中に発生した偶然的事故によって、スタッフや参加者の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失・破損・汚損した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して補償する保険です。（この保険料は、大阪市が負担しており無料です）

- ・対象団体 「地域こども支援ネットワーク事業」に登録している団体

【問合せ先】大阪市社会福祉協議会/大阪市ボランティア・市民活動センター

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10

☎ : 06-6765-4041 F A X : 6765-5618

ボランティア・市民活動行事保険

- ・子ども食堂も対象行事になります。
- ・福祉活動やボランティア活動などを目的とする団体が主催する行事参加中に、行事参加者が事故やけがをした場合や、主催者が行事参加者の身体や財物に損傷を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合を補償します。
- ・ホームページで概要をご覧になれます(大阪市ボランティア・市民活動センター)



<https://ocvac.osaka-sishakyo.jp/volunteer/hoken/>

【問合せ先】

大阪市東住吉区社会福祉協議会

〒546-0031 大阪市東住吉区田辺 2-10-18 (さわやかセンター) ☎ 06-6622-6611

保険会社の傷害保険

- ・保険会社に相談し、保険料のほか補償の範囲や内容を比較検討されるのも有効です。

【問合せ先】 各保険会社

ボランティア活動保険

ボランティア活動中の事故に偶然的なより活動者本人がけがをした場合や、他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた時に保障します。

【問合せ先】 東住吉区ボランティア・市民活動センター

〒546-0031 大阪市東住吉区田辺 2-10-18（さわやかセンター内）

☎ 06-6622-6611

5. 個人情報の取り扱い



利用者の個人情報については、適切な管理を行うことが重要です。

- 利用者の個人情報（氏名、住所、連絡先、アレルギー食材等）が記載された名簿や書類は、活動以外では使用せず、適切な保管を行いましょう。
- 子ども食堂で知り得た情報、特に個人情報はむやみに口外したりインターネット等で公開したりするとトラブルにつながります。
- 本人や保護者の了承なく写真撮影したり録音したりしないようにしましょう。
- 写真の使用については、本人や保護者に説明し、同意を得ておきましょう。



個人情報の適切な取り扱いについて定めた個人情報保護法。
大企業だけでなく、NPO・町内会・自治会などの団体も含め、
個人情報を利用するすべての事業者、団体が守らなければならない
ルールです。

暮らしに役立つ情報「個人情報保護法の目的は？」（政府広報オンライン）



https://www.gov-online.go.jp/k/contents/useful/201703/1_01.html

6. 「虐待かな？」と思ったら、..



虐待通告は国民すべての義務です。虐待通告は守秘義務違反になりません。

＜通告した人が特定されないように、法律によって秘密は守られます＞



虐待の疑いも相談や通告をしましょう。

「虐待かな？」「もしかしたら虐待でないかもしれない、間違いかな？」

といった虐待の疑いでもかまいません。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）



通告者の匿名は守られます。

通告者が誰であるか公表されることはありません（児童虐待の防止等に関する法律第7条）



虐待通告は守秘義務違反になりません。

虐待の場合は、個人情報の守秘義務のある者が通告したとしても、罰せられることはありません。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）



提供された個人情報は守られます。

相談・通告された情報は、支援方針等を検討するために関係機関で共有しますが、知りえた情報は、法律により守秘義務が課せられています。（児童福祉法第25条の5）



相談・通告は、虐待の早期発見や適切な援助
につながる大切な行為です。

高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法にも、虐待通報義務や虐待通報は守秘義務違反にならないことがうたわれています。



まわりの子どもに関心を持ってください。

こんな子どもや家庭を見かけたら、連絡を！

- ・大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっている様子が感じられる
- ・衣服や身体がいつも汚れている、元気がなく表情が暗い
- ・長時間、外やベランダにだされている
- ・登校させない、食事をあたえられていない



児童虐待の通告・相談は、24時間365日対応の
「児童虐待ホットライン」

まずは一報 なにわっ子
0120-01-7285 にお電話ください。